

労働基準広報 2021 No.2063 5/11

CONTENTS

特集Ⅰ 改正高年齢者雇用安定法Q & A ————— 6

70歳までの就業確保措置講ずる場合 職種・雇用形態で内容の区別は可能

特集Ⅱ 健康保険法等の一部を改正する法律案の概要② — 14

育休開始月と終了の翌日の月が同一の 場合は14日以上 of 休業で保険料免除に

(編集部)

●労働判例解説/学校法人Z大学事件 — 24
大学の学部統廃合に伴う教員の整理解雇・雇止め
**整理解雇の4要素に基づき解雇を
無効とするも雇止めは有効と判断**
(令和2年7月21日 奈良地裁判決)
(弁護士・新弘江〔光樹法律会計事務所〕)

●相談です！ 弁護士さん ————— 35
相談41「退職する労働者に引継ぎを命じたい」
～退職の自由と引継ぎ～
**労働者には退職の自由があり法律上
退職時に明確な引継ぎ義務はない**
(執筆/弁護士・小林奈津美〔弁護士法人 白総合法律事務所〕)
(監修/北海道大学名誉教授・道幸哲也)

●NEWS ————— 1
◆厚労省「多様化する労働契約検討会」初会合
開催/無期転換ルールと多様な正社員など検討
◆令和3年度 地方労働行政運営方針/ウイ
ズコロナ対応した雇用確保と労働環境整備を
◆厚労省・外国人雇用対策検討会/コロナ禍に
おける外国人失業者への対応など検討 ほか

●行政案内/令和3年度 全国安全週間実施要綱 — 42
●労働保険審査会の裁決事例に学ぶ②⑧ ————— 46
(労働評論家・飯田康夫)
●わたしの監督雑感 ————— 54
広島・広島中央労働基準監督署副署長 伊藤俊哉
●労務相談室だより ————— 56

労務相談室

回答者

高年齢者〔4月創設の高年齢労働者処遇改善促進助成金〕60歳以上は対象か — 48 弁護士・加島幸法
社会保険〔週3日勤務になり4分の3基準を満たせない〕健康保険は喪失か — 50 特定社労士・丸島和恵
新型コロナ〔在宅勤務手当として一定額を支払う場合〕割増賃金の算定基礎は — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内